令和８年　　第７回

田 村 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

田 村 市 農 業 委 員 会

議　　事　　録

１．開催日時　　令和８年７月２２日（水）　午後１時３０分

２．開催場所　　田村市役所　多目的ホール

３．出席委員　　田村市農業委員１９名のうち１８名
田村市農地利用最適化推進委員２０名のうち７名

１番 遠藤良一委員	２番 吉田典良委員	３番 荻野右近委員	４番 田村 茂 委員
５番 松本文子委員	６番 吉田篤也委員	７番 白岩良一委員	８番 渡邉 元 委員
９番 和田春信委員	１０番 栁沼政一委員	１１番 鹿又良司委員	１３番 菊地幸広委員
１４番 箭内正彦委員	１５番 宗像昭一委員	１６番 吉田清吉委員	１７番 小池あおい委員
１８番 渡邊慶幸委員	１９番 佐藤伸夫委員		

②番 會田成美委員	⑤番 佐藤太巳治委員	⑥番 吉田勝行委員	⑩番 郡司英道委員
⑫番 佐久間耕栄委員	⑮番 松崎好克委員	⑲番 堀越広美委員	

４．欠席委員　　１２番 土屋福一委員

５．農業委員会事務局職員

局長	月　井　正　城
総務係長	佐　藤　兵　庫
副主査	會　田　賢　治

６．書　　記

副主査	會　田　賢　治

７．議事録署名人

１３番　　菊　地　幸　広　委員
１４番　　箭　内　正　彦　委員

８．会議の経過概要　　（開会 午後１時３０分）

９．提出案件

議案第１号　　農地法第３条の規定に基づく許可申請について

議案第２号　　農地法第５条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第３号　　農地法第５条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）

議案第４号　　農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議案第５号　　福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画（案）に対する意見決定について

議案第６号　　現況確認証明について

事務局	皆さま、本日は何かとお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。 それでは、ただいまより令和８年第７回田村市農業委員会総会を開会いたします。会議に先立ちまして会長よりご挨拶を申し上げます。
会　長	（会長あいさつ）
事務局	それでは、田村市農業委員会会議規則第６条の規定により、会長に議長をお願いいたします。
議　長	はじめに、田村市農業委員会会議規則第４条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。
事務局	本日、都合により欠席の届出がございましたのは、１２番 土屋　福一農業委員であります。
議　長	事務局から報告がありましたとおり、本日は定数１９名に対し、１８名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項に規定する過半数に達しており本総会は成立しております。 それでは、ただ今より令和８年田村市農業委員会第７回総会を開会いたします。 また、本日は農地利用最適化推進委員、７名の方々にご出席いただいております。 次に、議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認め、１３番　菊地 幸広委員、１４番　箭内　正彦委員を指名いたします。 ただいまから議案審議に入ります。本日の議案は、 議案第１号　農地法第３条の規定に基づく許可申請について　１２件 議案第２号　農地法第５条の規定に基づく許可申請について（市許可分）　３件 議案第３号　農地法第５条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）　１件 議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について　１件 議案第５号　福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画（案）に対する意見決定について　２件

	議案第６号　現況確認証明について　５件 以上、２４件であります。 よろしくご審議賜りますようお願いいたします。 次に、本日の会議の進め方について申し上げます。 ご発言をいただく際は、その都度、挙手により議長の指名を受けてからお願いいたします。 それでは、議事に入らせていただきます。 「議案第１号 農地法第３条の規定に基づく許可申請について」を議題といたします。 整理番号１番から１２番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議　長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項について、あらかじめ担当区域の委員の方に調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。 それでは、整理番号１番について、 ４番 田村 茂 委員、ご報告をお願いいたします。
４　番 委　員	田村 茂　委員 報告 ４番田村です。整理番号１番についてご報告します。７月１８日の午前に、譲受人、佐藤太巳治推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、これまで譲受人が申請地を借りて耕作しておりましたが、売買の話となりましたところ、話がまとまったため今回、売買にて所有権の移転の申請となりました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。次に整理番号２番について、５番 松本 文子 委員、ご報告をお願いいたします。
５　番 委　員	松本 文子　委員 報告 ５番松本です。整理番号２番についてご報告します。７月１５日に、譲受人、譲受人の奥様、吉田勝行推進委員と４名で現地を確認してまいりました。譲渡人につきましては、電話にて確認いたしました。申請につきましては、申請内容のとおりであり、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。次に整理番号３番から４番について、６番 吉田 篤也 委員、ご報告をお願いいたします。
６　番	吉田 篤也　委員 報告

委　員	６番吉田です。整理番号３～４番についてご報告します。整理番号３番につきましては、７月１７日の午後に、代理人である石井行政書士の事務所のご担当者、菅野美喜推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、農地中間管理機構を通して貸していた申請地を、親戚である譲受人へ譲るための申請でありました。今回の申請のために、貸借を一度解約したため、所有権の移転後は再度、元の借受者へ貸すとのことでした。整理番号４番につきましては、７月１８日の午前に、譲受人のお父様、代理人である渡辺行政書士、菅野美喜推進委員と４名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人が相続により取得しましたが、土地の整理を行うため、親戚である譲受人へ共有地の持ち分を移転するための申請でありました。整理番号３番、４番ともに申請内容のとおりであり、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。次に整理番号５番から６番について、８番 渡邉 元委員、ご報告をお願いいたします。
８　番 委　員	渡邉 元　委員 報告 ８番渡邉です。整理番号５～６番についてご報告します。整理番号５番につきましては、７月１７日の午前に、譲受人、譲受人のご親族、郡司英道推進委員と４名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人と譲受人は兄弟でありますが、譲渡人の体調が思わしくなく、譲受人へ所有権を移転し、譲受人にて今後は管理等をしてゆきたいとのことでの申請でありました。申請地につきましても、草刈り等で管理されており、何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号６番につきましては、７月１７日の午前に、譲受人、郡司英道推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、１５年ほど前に売買にて契約がされておりましたが、登記をしていなかったため、今回、正式に登記を行うための申請でありました。申請地につきましても、これまで耕作はされていたため、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。次に整理番号７番について、９番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。
９　番 委　員	和田 春信　委員 報告 ９番和田です。整理番号７番についてご報告します。７月１６日の午後に、代理人である渡辺行政書士、渡邊辰治推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、今回、新規就農で家庭菜園をするために、農地を購入したいとのことでの申請でありました。申請地につきましても、これまで草刈り等の管理がされており、譲受人の自宅に隣接しているため、何ら問題ないことを

	確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。次に整理番号８番について、１０番 柳沼 政一 委員、ご報告をお願いいたします。
１０番 委　員	柳沼 政一　委員 報告 １０番柳沼です。整理番号８番についてご報告します。７月１８日の午前に、譲受人、佐久間耕栄推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人は市外にお住まいであるため管理等が難しく、ご自宅が申請地に隣接している譲受人へ、管理等をお任せしたいとのことでの申請でありました。申請地につきましても、即耕作が出来る状態で管理されているため、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。次に整理番号９番について、１１番 鹿又 良司 委員、ご報告をお願いいたします。
１１番 委　員	鹿又 良司　委員 報告 １１番鹿又です。整理番号９番についてご報告します。７月１６日の午前に、譲受人、代理人である桑原行政書士と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人が相続にて取得した農地ですが、譲渡人は市外にお住まいであり、管理等を行っていた親も高齢であるため管理等が難しく、家族で相談した結果、譲受人へ譲りたいとのことでの今回の申請でありました。申請地につきましても、畑につきましては譲受人がこれまで借りて耕作してきており、田んぼにつきましても来年度から耕作をすることを検討しているとのことでしたので、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。次に整理番号１０番について、１６番 吉田 清吉 委員、ご報告をお願いいたします。
１６番 委　員	吉田 清吉　委員 報告 １６番吉田です。整理番号１０番についてご報告します。７月２０日の午前に、譲受人、堀越広美推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、申請地は長年休耕していたため、是非、譲受人へ使っていただけないかとのことで話があり、今回、所有権の移転での申請となりました。申請地につきましては、水引が不便な場所であるため、今後は小麦を作付けしていくとのことでした。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。次に整理番号１１番から１２番について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局	事務局　報告読み上げ 整理番号１１番および１２番について、佐藤伸夫会長より、事務局へ調査結果の報告がありましたので読み上げます。 整理番号１１番につきましては、７月１５日の午後１時に、譲受人と伊藤博之推進委員の三名で現地を確認してまいりました。譲渡人につきましては、市外にお住まいの為、電話にて確認いたしました。申請につきましては申請内容の通りであり、申請地につきましても、譲受人の自宅の裏に申請地が隣接しておりますので、何ら問題ないことを確認してまいりました。次に、整理番号１２番につきましては、同じく７月１５日の午前１０時に、譲受人と伊藤博之推進委員の三名で現地を確認してまいりました。譲渡人につきましては、市外にお住まいの為、こちらも電話にて確認いたしました。申請につきましては申請内容の通りであり、申請地につきましても、何ら問題ないことを確認してまいりました。皆様の慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。以上が、佐藤伸夫会長からの調査結果の報告であります。
議　長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第１号 農地法第３条の規定に基づく許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。以上をもちまして議案第１号は終了いたします。 次に「議案第２号 農地法第５条の規定に基づく許可申請について（市許可分)」を議題といたします。 整理番号１番から３番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」(議案書により朗読及び内容説明。)
議　長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご

	報告をいただきます。 それでは、整理番号１番から３番について、 ９番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。
９　番 委　員	和田 春信　委員 報告 ９番和田です。整理番号１番についてご報告します。整理番号１番につきましては、７月１７日の午後に、代理人である山名行政書士、渡邊辰治推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、申請地に隣接する通りは非常に狭く、毎回、譲渡人の土地へ進入してトラックが通り過ぎているという状況であったため、必要最低限の土地を、通路として転用するための申請でありました。整理番号２番につきましては、７月１７日の午後に、代理人である大竹行政書士、渡邊辰治推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、雨水等は全て道路側に排水されるため、何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号３番につきましては、７月１８日の午前に、譲受人の代理人であるご担当者、渡邊辰治推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、二階建ての建物を３棟建てる申請であり、現地も確認しましたところ、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第２号 農地法第５条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」は、原案のとおり許可することと決定いたします。以上をもちまして議案第２号は終了いたします。 次に「議案第３号 農地法第５条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題といたします。 整理番号１番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）

議　長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 それでは、整理番号１番について、 １６番 吉田 清吉 委員、ご報告をお願いいたします。
１６番 委　員	吉田 清吉　委員 報告 １６番吉田です。整理番号１番についてご報告します。７月１９日の午前に、譲受人および被設定人、代理人である川音行政書士、堀越広美推進委員と４名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、今回、事業拡大に伴い資材置場、駐車場が不足するため、申請地を資材置場と駐車場として転用するための申請でありました。申請地は現在の資材置場、駐車場に隣接しており、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議　長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第３号 農地法第５条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分)」は、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。以上をもちまして議案第３号は終了いたします。 次に、「議案第４号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議　長	以上で事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

	それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第４号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」は、原案のとおり「異議なし」と意見決定いたします。 以上をもちまして議案第４号は終了いたします。 次に、「議案第５号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議　長	以上で事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第５号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画（案）に対する意見決定について」は、原案のとおり「異議なし」と意見決定いたします。 以上をもちまして議案第５号は終了いたします。 次に、「議案第６号 現況確認証明について」を議題といたします。事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案書により朗読及び内容説明。）
議　長	以上で事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

	（異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第６号 現況確認証明について」は、原案のとおり決定いたします。 以上をもちまして議案第６号は終了いたします。 これで、本日の議事は全て終了いたしました。 慎重審議を賜りありがとうございました。 これをもちまして、令和８年田村市農業委員会第７回総会を閉会といたします。 閉 会 （ １４時２０分終了）

令和８年７月２２日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議　事　録　署　名　人

議　事　録　署　名　人